座間市教育委員会3月定例会会議録

1 開会日 令和6年3月27日(水)

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘

教育長職務代理者 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

委員 有山 周一 委員 馬場 悠男

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 髙木 力

就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真

教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行

生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事 岡﨑 郁弥

6 開会時刻 午後2時01分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1 4	ざま魅力ある学校づくり方針の策定について	教育部長	承認
2	1 5	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	1 6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
4	1 7	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
5	1 8	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
6	1 9	財産の取得に関する意見の申出について	教育部長	承認
7	2 0	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	就学支援課長	承認

No.	報告番号	報告 事項名	報告者	結果
1	3	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	_
2	4	県費負担教職員の人事について	就学支援課長	_

(追加提出議案)

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	2 1	座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育総務課長	承認
2	2 2	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規	教育総務課長	承認
		程		
3	2 3	座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規	教育総務課長	承認
		程		

8 閉会時刻 午後3時04分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会3月定例会を開会いたします。 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は3月27日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に 有山委員と馬場委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 2月14日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山 委員、馬場委員出席です。

2月15日(木)能登半島地震に伴う応援職員の報告会、教育長出席です。

同日、栗原中学校屋内運動場視察、教育長出席です。

同日、市学校保健研究会、教育長出席です。

2月16日(金)市長定例記者会見、教育長出席です。

2月17日(土)市スポーツ少年団本部交流大会、教育長出席です。

2月19日(月)緑ケ丘多目的倉庫視察、教育長出席です。

2月21日(水)市小学校教育研究会研究発表会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

2月22日(木) 市議会第1回定例会 開会・提案説明、教育長出席です。

同日、現代美術展「空気の人/分光する庭」、教育長出席です。

2月23日(金)中学校給食試食会、教育長出席です。

2月26日(月)市議会第1回定例会 総括質疑、教育長出席です。

2月28日(水)東中学校エレベーター視察、教育長出席です。

同日、カナガワビエンナーレ国際児童画展、教育長見学です。

2月29日(木)教育委員会事務局職員退職辞令交付式、教育長出席です。

3月1日(金) 市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

3月2日(土) 市青少年芸術祭展示部門「青少年美術展」表彰式、教育長出席です。

3月3日(日)市駅伝競走大会、教育長出席です。

3月4日(月)市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

3月5日(火)市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

3月6日(水)定例校長会議、教育長出席です。

3月8日(金)座間支援学校高等部(肢体不自由教育部門・知的障害教育部門本校)卒業式、教育長出席です。

3月11日(月)子ども用自転車等寄贈式、座間交通安全協会及び座間防犯協会からです。教育長出席です。

3月12日(火)中学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員出席です。

3月14日(木) ランドセルカバー贈呈式、座間ロータリークラブからです。教育 長出席です。

同日、大型絵本寄贈式、平塚信用金庫からです。教育長出席です。

同日、居場所づくり取組視察(栗原プール)、教育長出席です。

- 3月15日(金)市防災会議、教育長出席です。
- 3月17日(日) 市青少年芸術祭舞踊部門公演、教育長出席です。
- 3月18日(月)部活動地域移行検討委員会、教育長出席です。
- 3月19日(火)小学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、 馬場委員出席です。
 - 3月22日(金) 市史編さん審議会委員委嘱式、教育長出席です。
 - 3月25日(月)市議会第1回定例会 閉会、教育長出席です。
 - 3月26日(火)市スポーツ・文化振興財団臨時評議員会、教育長出席です。
 - 3月27日(水)能登半島地震に伴う応援職員の報告会、教育長出席です。

同日、市文化協会員のつどい、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。 2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第15号から第18号まで、並びに報 告第3号及び第4号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いま すが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第15号から第18号まで、並びに報告第3号及び第4号 は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。 それでは、議案第14号「ざま魅力ある学校づくり方針の策定について」、説明をお 願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料5ページを御覧ください。議案第14号について御説明します。 提案理由は、「ざま魅力ある学校づくり方針」以下、「本方針」とさせていただきま すが、これを策定するために提案するものです。

本件につきましては、2月に開催した本定例会において、本方針(案)の内容と今後の取組(案)について、教育委員の皆さまに御協議いただきました。協議では、内容の一部について修正を提案する意見があり、事務局に修正案の提出を御依頼いただきました。

6ページを御覧ください。ざま魅力ある学校づくり方針(案)修正対照表です。

「修正前」の欄を御覧ください。修正の提案があった箇所は、本方針(案)37ページ、図表4-7「学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策」の表中、給食に係る対応策です。小学校給食に係る対応策について、給食提供方法を限定せず、今後、他の方式による研究の余地を残すような表現としてはどうか、という御意見をいただきました。

「修正後」の欄を御覧ください。この御意見を受け、当該箇所を下線部分のとおり 修正いたしました。

また、別添の本方針37ページの当該箇所についても、同様に修正いたしました。 議案第14号の説明は以上です。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第14号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第14号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第19号「財産の取得に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(安藤部長 举手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料22ページを御覧ください。議案第19号について御説明します。 提案理由は、令和6年度用座間市立小学校教師用指導書の購入契約を締結するため 提案するものです。

市長からの意見聴取の内容は、23ページを御覧ください。

これに対し、24ページのとおり異議なしと回答しました。

本件は、小学校教師用指導書を有限会社ブックス山田と税込み3,755万7,300円で契約いたしたく提案するものです。

議案第19号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。 契約金額が大きいことと、小学校教師用指導書がよく分からないということがござ いましたら、事務局から説明いたしますので、挙手していただければと思います。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第19号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第19号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第20号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」について、 説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤就学支援課長、お願いいたします。

野澤課長 それでは、資料25ページを御覧ください。提案理由は、就学援助の認定の範囲を 拡大いたしたく提案するものです。

具体的に申しますと、対象者の変更が2点ございます。

1つ目は、対象者に児童生徒が私立小・中学校に在籍している世帯を含めること。

2つ目は、対象者に児童扶養手当を受給している世帯を含めること。

以上の2点を追加するものです。

27ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条第1号ア、現行では、「座間市内に住所を有し、及び座間市立小・中学校に在 籍する児童生徒又は次年度小学校入学予定者の保護者」としています。

改正案では、「座間市内に住所を有し、小・中学校(中等教育学校を含む。)に在籍する児童生徒(区域外就学の承諾を得て座間市以外の市区町村立小・中学校に在籍する児童生徒又は学校教育法第72条に規定する特別支援学校に在籍する児童生徒を除く。)又は次年度小学校入学予定者の保護者」としました。

つまり、座間市立小・中学校在籍と限定せず、座間市にお住まいであれば、私立小・ 中学校に在籍している場合についても対象者とするということです。

次に、同ページの下部を御覧ください。第3条、準要保護認定基準についてです。 現行では、対象者を「厚生労働大臣が定める保護基準を用いた年間の算定基準額の 1.3倍以下のものとする。」としています。

改正案では、それに加えて「児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けているもの」も対象としました。

その他新旧対照表にあるものは、以上2点の変更に伴い修正する必要のある箇所で すので、説明は省きます。

説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。

今、野澤就学支援課長から御説明がありましたが、新旧対照表を見て、不明な点が ありましたら御質問いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

木島教育長 有山委員、いかがでしょうか。

有山委員 大丈夫です。

木島教育長 北村委員、いかがでしょうか。

北村委員 範囲を拡大していただけることは、とても良いことだと思います。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

御質問等もないようですので、議案第20号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第20号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第15号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第16号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第17号「座間市教育委員会職員の人事について」 及び議案第18号「座間市学校運営協議会委員の任命について」、並びに報告第3号「県費負担教職員の任用について」及び報告第4号「県費負担教職員の人事について」 は非公開)

木島教育長 本日は、ここまで9件の案件について提案、報告をさせていただきましたが、議案 第21号、第22号及び第23号の追加提出がございます。

詳細については、この後、髙木教育総務課長から御説明をいただきますので、その 内容を踏まえ、御審議いただきたいと思います。

木島教育長 それでは、議案第21号、第22号及び第23号は一括議案といたします。説明を お願いいたします。

(髙木課長 挙手)

木島教育長 髙木教育総務課長、お願いいたします。

髙木課長 それでは、本日机上配布をさせていただいた追加議案の資料を御覧ください。

教育委員会が所管する規則等のうち、公印や事務決裁等、市長部局と共通する事務 につきましては、市長部局の規則等を準用したり、これらに準じた条文としていたり するものがあります。

本市では現在、座間市DX推進計画による業務改革等を推進していることから、これに伴い関係規則の見直しを行うこととなりました。このため、市長部局が所管する規則等が一部改正されることから、教育委員会が所管する規則等についても、所要の改正を行うため追加議案として提出いたしました。

それでは、資料2ページを御覧ください。まず、議案第21号について御説明します。

提案理由は、座間市公印規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案する

ものです。改正文につきましては3ページ、新旧対照表は4ページのとおりです。

こちらは事務の簡素化を図るため、市長部局が公印主管部長に対する公印取扱主任者の任命通知を廃止する改正がなされることから、現在、教育委員会公印規則で準用している条を削るものです。

続きまして、5ページを御覧ください。提案理由は、座間市事務決裁規程の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものです。改正文については6ページ、新旧対照表は7、8ページのとおりです。

こちらは、市長部局が所管する事務決裁規程の改正に合わせた条文の整理及び決裁 区分の規定を削るものです。

続きまして、資料9ページを御覧ください。改正理由は、座間市文書管理規程の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものです。改正文につきましては10ページ、新旧対照表は11ページのとおりです。

こちらの改正についても、市長部局が所管する文書管理規程の改正により、字句の 整理をするものです。

以上3議案ともに、施行日は令和6年4月1日といたします。

議案第21号から第23号までの説明は以上です。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第21号、第22号及び第23号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第21号、第22号及び第23号は承認いたします。

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 座間市立市民文化会館の適正ではない使用に関する厳重注意の件で、御報告いたし

ます。なお、本日資料はございませんので、御説明のみさせていただきます。

座間市立市民文化会館の適正ではない使用に関する問題について、市と教育委員会 の対応が終結いたしました。

まず、これまでの経過を簡単に御説明します。本件の発生した事態の詳細の説明は、 以前中間報告として安藤教育部長から御説明し、一部報道もされたため省略いたしま すが、簡単に申し上げますと、前座間市長と座間市スポーツ・文化振興財団が関わり 発生した、令和3年5月11日の座間市立市民文化会館小ホール附属楽屋及び令和2 年12月11日の文化会館小会議室の適正ではない使用があったことについてです。

この件について、座間市議会では調査特別委員会が設置され、原因究明と再発防止について調査研究されました。令和5年9月に調査終了し、本会議で調査報告が行われました。座間市議会としては、財団は再発防止に努め、市長及び市教育委員会は管理監督していくべき、という結論でした。

一方、教育委員会は、令和5年10月に小ホール附属楽屋を使用した前座間市長に対して使用料相当額を請求することについて、また、使用させた財団に対して座間市立市民文化会館条例第7条及び同条例施行規則第6、7条に違背することによる損害賠償を請求することについて行政法律相談を行い、令和6年1月に相談結果を得ました。

次に、これらの結果を踏まえた対応について御説明します。座間市議会の調査特別委員会の調査報告や行政法律相談の結果等をもとに、総合的に勘案した結果、使用料相当額を請求する法的根拠に乏しく、また、損害賠償を請求することについては、善管注意義務違反と損害との間の因果関係が認められないという結論に至り、いずれも請求は行わないことといたしました。

しかし、本件により市民に不信感を抱かせた事態を重く受け止めましたので、本年 3月4日に教育長から財団理事長に対し厳重注意するとともに、組織の改善、法令遵 守の徹底等を行い、文化会館の指定管理者として誠実、かつ、適正な管理運営業務に あたるよう指示することを書面で通知しました。

報告は以上です。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの報告に関して、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和6年4月10日(水)午前9時30分から教育委員

会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会3月定例会を閉じさせていただきます。